

(3)減免状況

区	分	人 員	所得金額	軽減又は 免除税額
		人	千円	千円
租税特別措置法の該当規定によるもの				
第25条（肉用牛の売却による農業所得の免税）		5,774	10,035,732	1,327,244
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条(所得 税の軽減免除)の規定によるもの		-	-	-
合	計	5,774	10,035,732	1,327,244

調査対象等：平成14年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。)の事績を平成15年3月31日現在で示したものである。